

令和 年 月 日

柏市長 あて

新会長の署名・住所
の記入をお願いいた
します。

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○○町会

所在地 柏市柏五丁目10番1号

代表者の氏名及び住所

氏 名 柏 太郎

住 所 柏市柏○丁目□番△号

告示事項変更届及び規約変更認可申請書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第1
1項及び同法第260条の3第2項の規定により、告示された事項及び
規約に変更あった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名及び住所変更

(変更前) 住所 柏市◇◇○丁目□番△号

氏名 ○○ △△

(変更後) 住所 柏市柏○丁目□番△号

氏名 柏 太郎

(2) 自治会規約の一部変更 別紙のとおり

2 変更の年月日

令和○○年 ○月 ○日

3 変更の理由

(1) 任期満了のため

(2) 別紙のとおり

総会が有効に成立し、議案が議決されたことを証する書類です。
下記の事項が含まれるものであれば任意の書式、コピーでもかまいません。ただし、議長、議事録署名人の捺印は必要となります。

記入例

総 会 議 事 録 (抄本)

代表者変更及び規約変更用

1 日 時

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇時〇〇分開会 〇時〇〇分閉会

2 会 場

3 会員の出席状況

委任状を含め、総会の定足数に達している必要があります。

総会員数（総会当日現在） 〇〇〇 名

出席者（書面表決者並びに委任状提出者を含む） 〇〇 名

欠席者 〇〇 名

4 総会に付した事項

- (1) 柏 太郎 氏を会の代表者とするについて
- (2) 〇〇町会規約を別紙のとおり変更することについて
- (3) 〇〇△△ 氏及び □□〇〇 氏を議事録署名人に選任することについて

5 地縁による団体の告示事項の変更にかかる総会の審議事項

- (1) 柏 太郎 氏を会の代表者とするについては、出席者の過半数以上が同意した。
- (2) 〇〇町会の規約の改正については、出席者全員の賛成をもって可決した。
- (3) 〇〇△△ 氏及び □□〇〇 氏を出席者の過半数以上の同意により、議事録署名人に選任した。

上記は、令和〇〇年 〇月〇〇日開催の令和〇〇年定期総会の総会議事録の抄本であることを証明する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

署名又は記名・押印をお願いいたします。

議 長 〇〇 × × ⑨

議事録署名人 〇〇 ■ ■ ⑨

議事録署名人 ◆ ◆ ◇ ◇ ⑨

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称

〇〇〇〇町会

地縁による団体の主たる事務所の所在地

柏市柏五丁目10番1号

上記の地縁による団体の代表者となることを承諾いたしました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 柏市柏〇丁目□番△号

氏 名 柏 太郎

代表者の職務執行停止の有無，職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

〇〇〇〇町会

代表者名

柏 太郎

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

新しい代表者が，民事保全法第24条で裁判所による職務執行の停止処分を受けている場合は有に，受けていない場合は無に○をしてください。

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有 職務代行者選任有りの場合

職務代行者 氏名

住所

(2) 無

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は，裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により，仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。

該当のない団体は，「無」の番号に○印をしてください。

代理人の有無

どなたかに委任しているものがある場合は、その代理人の氏名・住所をご記入ください。該当がない場合は無に○をしてください。

地縁による団体の名称

〇〇〇〇町会

代表者名

柏 太郎

1 代理人の有無

- (1) 有 代理人有りの場合
代理人 氏名

住所

- (2) 無

※ 「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の9の特別代理人をいいます。

該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

参考：地方自治法規定

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又ハ総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。